

店舗の禁煙化をお考えの小規模飲食店の皆さまへ！



＜令和元年度＞

「山形県受動喫煙防止対策設備等整備事業補助金」のご案内

小規模飲食店が完全禁煙化を前提とした客席の改装等を行う場合

最大で10万円の補助金が受けられます。

健康増進法が改正され、令和2年4月から原則屋内禁煙が義務化されます。

山形県では、「山形県受動喫煙防止条例」を制定し、国の法律による基準を上回る受動喫煙防止の取組を推進することとしており、県内で受動喫煙防止対策に積極的に取り組む小規模な飲食店を応援するための県独自の補助金事業を開始しました。

「山形県受動喫煙防止対策設備等整備事業補助金」をぜひご活用ください。

1. 補助対象者（①～④の全ての要件を満たす補助対象施設の管理権原者又は管理者）

- ① 平成31年4月1日時点で、食品衛生法の許可を受けて県内で営業を行っている飲食店
- ② 個人事業者又は中小企業（資本金の額又は出資金の総額が5,000万円以下、その他条件についてはお問い合わせください）により運営される飲食店
- ③ 客席部分の床面積が100㎡を超えない施設
- ④ 申請時点で、屋内での喫煙を可能としている（禁煙にしていない）施設

2. 補助対象事業

喫煙可能施設である補助対象施設を全面禁煙化するために実施する以下の事業

(1) 客席の改装	・客席部分の壁及び天井材（壁紙、ボード等）の撤去・新設・交換 ・カーテン、ソファ、テーブル、椅子の交換
(2) 喫煙室又は喫煙所等の撤去	屋内の喫煙可能な場所とその他の場所を区画する間仕切壁、パーテーション、喫煙ボックス等の撤去

3. 補助要件

- ① 補助対象施設を、補助事業の完了日以降全面禁煙施設とすること。
- ② 補助対象施設の出入り口付近の見やすい場所に県が指定する禁煙標識を掲示すること。
- ③ 補助対象施設を、全面禁煙施設である飲食店として県が公表することについて同意すること。

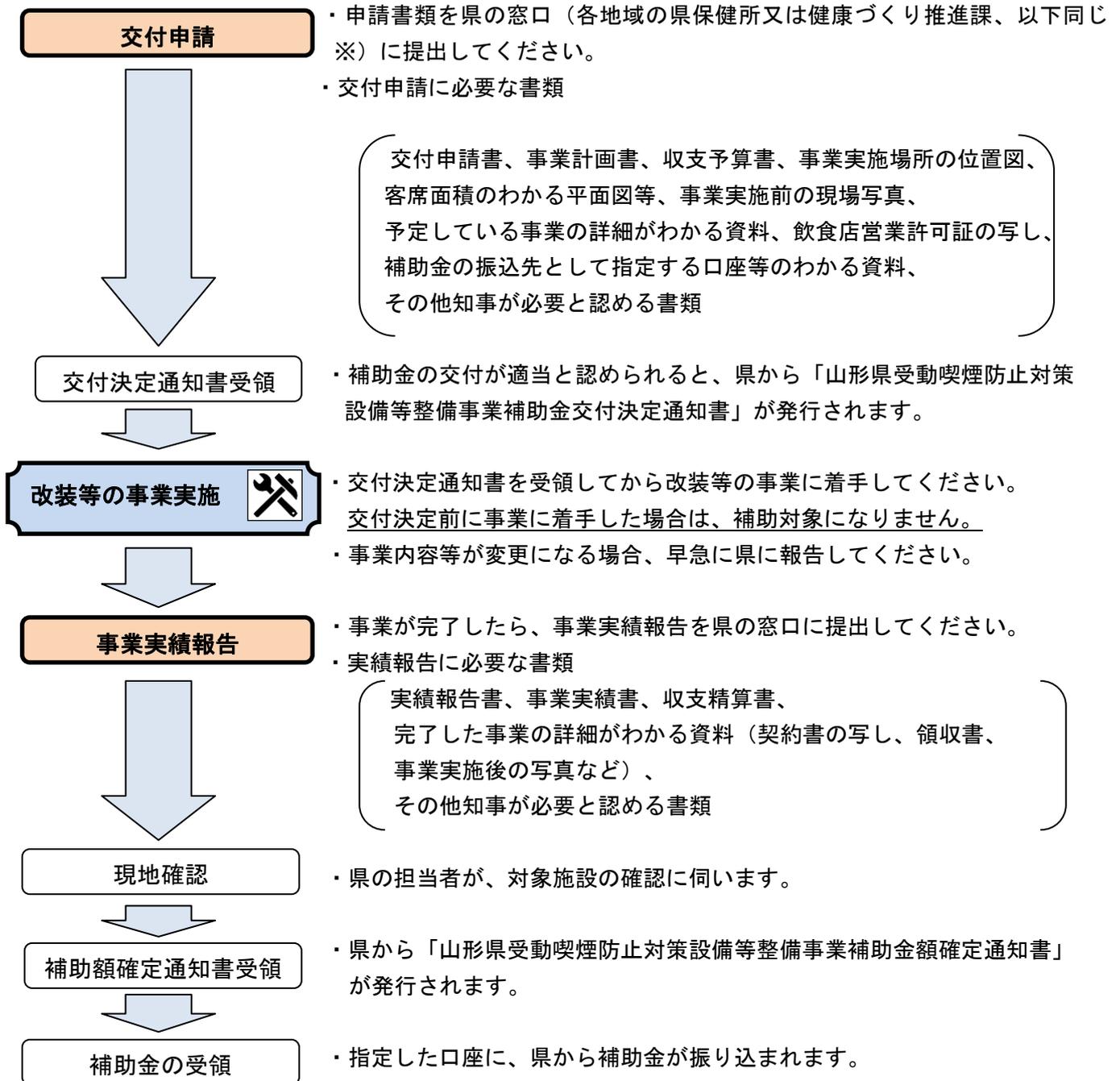
4. 補助率等

補助対象経費	補助率	上限額
上記2の補助対象事業にかかる工事費、備品費その他の費用	2 / 3	10万円

【留意事項】

- ① 本補助金とは別に同種の補助金の交付決定を受けている事業については、補助対象とはなりません。
- ② 補助金を受けるためには、補助事業の開始30日前までに交付申請を行い、令和2年3月31日までに事業を完了させる必要があります。
- ③ 補助事業完了後に施設の屋内禁煙をやめる、又は補助事業完了後にやむをえないと認められる理由なしに施設の営業をやめる等があった場合は、補助金を返還していただくこととなります。

5. 申請手続の流れ



※申請等窓口

所属	担当課	電 話	住 所
村山保健所(注)	地域健康福祉課	023-627-1183	〒990-0031 山形市十日町1-6-6
最上保健所	地域保健福祉課	0233-29-1267	〒996-0002 新庄市金沢字大道上2034
置賜保健所	保健企画課	0238-22-3004	〒992-0012 米沢市金池7-1-50
庄内保健所	保健企画課	0235-66-5476	〒997-1392 東田川郡三川町大字横山字袖東19-1
本 庁	健康づくり推進課	023-630-2313	〒990-8570 山形市松波2丁目8-1

(注) 山形市在住の方が当該事業の申請等行う場合も、山形市保健所ではなく村山保健所にご相談ください。

◎お問い合わせ先

〒990-8570 山形市松波2丁目8-1 山形県 健康福祉部 健康づくり推進課
 TEL : 023-630-2313 FAX : 023-630-2271 Mail : ykenko@pref.yamagata.jp

